○熊本大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、熊本大学(以下「本学」という。)の職員及び学生等が個人としてその人格と人権が尊重され、それぞれの能力が最大限に発揮されるよう、修学、就労及び教育研究のための良好な環境を維持するため、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に、迅速かつ適切に対応するための措置(以下「セクシュアル・ハラスメントの防止・排除等」という。)に関し必要な事項を定める。(定義)
- 第2条 この規則において「セクシュアル・ハラスメント」とは、学内外を問わず、相手方を不快にする性的な性質の言動によって相手方の人格や尊厳を傷つけ、修学、就労、教育又は研究の環境を害すること及び相手方の望まない性的な要求への服従又は拒否によって、修学、就労、教育又は研究を行う上で一定の利益又は不利益を与えることであって、職員、学生等が加害者又は被害者である場合をいう。
- 2 この規則において「部局」とは、各学部、大学院教育学研究科、大学院各研究部、大学院各教育部、各研究所、病院、大学院先導機構、熊本創生推進機構、グローバル推進機構、大学教育統括管理運営機構、各研究機構、熊本大学学則(平成16年4月1日制定)第9条第1項に規定する学内共同教育研究施設、ヒトレトロウイルス学共同研究センター、附属図書館、保健センター及び技術部をいう。
- 3 この規則において「事務組織の各部等」とは、監査室、経営企画本部、研究・産学連携部、教育研究支援部(情報企画課に限る。)、学生支援部、総務部、財務部及び施設部をいう。なお、人社・教育系事務課、自然科学系事務課及び図書館課並びに生命科学系事務部及び病院事務部(以下この項において「部局担当課等」という。)については、前項に規定する部局のうち部局担当課等が事務を担当する部局にそれぞれ含まれるものとする。
- 4 この規則において「部局等」とは、部局及び事務組織の各部等をいう。
- 5 この規則において「相談員」とは、職員、学生等及び学生等の保護者からのセクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申出及び相談(以下「苦情相談」という。)に対応する職員をいう。 (セクシュアル・ハラスメント防止委員会)
- 第3条 本学に、セクシュアル・ハラスメントの防止・排除等に関し必要な事項を審議するため、熊本大学セクシュアル・ハラスメント防止委員会(以下「防止委員会」という。)を置く。
- 第4条 防止委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 学長が指名する理事(以下「理事」という。)
 - (2) 各学部(教育学部及び医学部を除く。)、大学院自然科学教育部及び大学院保健学教育部から選出された教員 各1人
 - (3) 教育学部及び大学院教育学研究科のうちから選出された教員 2人(附属幼稚園、附属小学校、附属中学校及び附属特別支援学校(以下「附属学校」という。)から選出された教員1人を含む。)
 - (4) 大学院社会文化科学教育部から選出された教員 1人
 - (5) 大学院医学教育部及び大学院薬学教育部のうちから選出された教員 1人
 - (6) 病院から選出された技術職員 1人
 - (7) 産業ナノマテリアル研究所、総合情報統括センター、大学教育統括管理運営機構、永青文庫研究センター、五高記念館、教授システム学研究センター、くまもと水循環・減災研究教育センター、先進マグネシウム国際研究センター、環境安全センター、埋蔵文化財調査センター及び保健センターのうちから選出された教員 1人
 - (8) 発生医学研究所、生命資源研究・支援センター及びヒトレトロウイルス学共同研究センターの うちから選出された教員 1人

- (9) 理事が指名した事務職員及び技術職員 各1人
- (10) 総務部労務課長
- (11) 学生支援部学生生活課長
- (12) 弁護士 1人
- 2 前項第2号から第9号まで及び第12号の委員は、学長が委嘱する。
- 3 第1項の委員には、女性を相当数含むものとする。
- 4 第1項第2号から第9号まで及び第12号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 第1項第2号から第9号までの委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。
- 第5条 防止委員会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) セクシュアル・ハラスメントの防止・排除等に関する研修、啓発活動の企画に関すること。
 - (2) セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談、被害の救済及び対応に関すること。
 - (3) その他セクシュアル・ハラスメントの防止・排除等に関すること。
- 第6条 防止委員会に委員長を置き、理事をもって充てる。
- 2 委員長は、防止委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長は、必要に応じて、又は委員の過半数から開催要求があるときは、防止委員会を開催する ものとする。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
- 第7条 防止委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。
- 2 防止委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 第8条 防止委員会は、必要があるときは、委員以外の者(本学の職員以外の者を含む。)を防止委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(学長の任務)

- 第9条 学長は、防止委員会の議に基づき、セクシュアル・ハラスメントの防止・排除等について必要な措置を講ずる。
- 2 学長は、防止委員会委員長からの報告に基づき、必要に応じセクシュアル・ハラスメントからの 救済又は環境の改善措置等について被訴え者及び訴え者の所属する部局等の長(技術部にあっては 技術本部長をいい、事務組織の各部等にあっては総務部長とする。以下同じ。)に通知する。
- 3 学長は、防止委員会がセクシュアル・ハラスメントの事実認定をした事案のうち、教授、准教授、 講師、助教及び助手が被訴え者であるものについては、被訴え者の処分の是非について国立大学法 人熊本大学教育研究評議会(以下「教育研究評議会」という。)に審議を付託するものとする。 (防止委員会委員長の任務)
- 第10条 防止委員会委員長は、第5条各号に掲げる事項についての審議結果を学長に報告するものとする。
- 2 防止委員会委員長は、相談員から報告を受けた苦情相談について、防止委員会に諮るとともに、 その審議結果に基づき、防止委員会の下にセクシュアル・ハラスメント調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置する。
- 3 防止委員会委員長は、相談員又は調査委員会から、訴え者救済のため緊急の措置が必要であるとの報告を受けたときは、前項の規定にかかわらず、速やかに学長に報告するとともに、学長及び関係部局等の長と協議を行う。

(部局等の長の任務)

- 第11条 部局等の長は、当該部局等におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び排除等に努めるものとする。
- 2 被訴え者の所属する部局等の長は、第9条第2項の通知を受けたときは、速やかに改善措置を講

- じ、学長に報告するとともに、訴え者の所属する部局等の長及び訴え者に対し措置内容を通知するものとする。
- 3 訴え者の所属する部局等の長は、第9条第2項の通知を受けたときは、必要な措置を講じ、措置 内容を学長に報告するものとする。

(調査委員会)

- 第12条 調査委員会の委員は、防止委員会の審議を経て、防止委員会委員のうちから、防止委員会 委員長が速やかに指名する。ただし、必要がある場合は、防止委員会委員以外の者(本学の職員以 外の者を含む。)を指名することができる。
- 2 前項の委員には、女性を半数程度含むものとする。
- 第13条 調査委員会は、苦情相談の事実関係を調査し、2か月以内に調査結果をまとめ、これを防止委員会委員長に報告するものとする。ただし、2か月以内に調査が完了しない場合において、やむを得ない事由があるときは相当期間調査期間を延長することができるものとする。
- 2 調査委員会は、調査を完了したときに解散するものとする。
- 第14条 調査委員会に委員長を置き、防止委員会委員長が指名する者をもって充てる。
- 2 委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。 (相談員)
- 第15条 相談員は、本学の職員のうちから、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 各学部(教育学部及び医学部を除く。)、大学院自然科学教育部、大学院保健学教育部、大学教育統括管理運営機構及び保健センターから選出された教員 各1人
 - (2) 教育学部及び大学院教育学研究科のうちから選出された教員 2人 (附属学校から選出された教員 1人を含む。)
 - (3) 大学院社会文化科学教育部から選出された教員 1人
 - (4) 大学院医学教育部及び大学院薬学教育部のうちから選出された教員 1人
 - (5) 病院から選出された技術職員 1人
 - (6) 産業ナノマテリアル研究所、総合情報統括センター、永青文庫研究センター、五高記念館、教授システム学研究センター、くまもと水循環・減災研究教育センター、先進マグネシウム国際研究センター、環境安全センター及び埋蔵文化財調査センターのうちから選出された教員 1人
 - (7) 発生医学研究所、生命資源研究・支援センター及びヒトレトロウイルス学共同研究センターの うちから選出された教員 1人
 - (8) 事務組織の各部等から選出された事務職員 2人
 - (9) 病院看護部及び保健センターから選出された看護師 各1人
 - (10) 総務部労務課の副課長 1人
 - (11) 学生支援部学生生活課の副課長 1人
- 2 前項の相談員は、学長が委嘱する。
- 3 相談員の氏名、所属及び連絡用電話番号等は、公示しなければならない。
- 4 第1項第1号から第9号までの相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 相談員は、防止委員会及び調査委員会の委員を兼務することができない。
- 6 第1項第1号から第9号までの相談員には、女性を半数程度含むものとする。
- 第16条 相談員は、相談者の了解を得て、苦情相談の具体的内容等を防止委員会委員長に報告する ものとする。
- 2 相談員は、学生等からの苦情相談への対応に当たっては、当該学生等の心身の発達段階等を考慮し、適切な配慮のもとに対応するものとする。

(相談員室)

第17条 相談員が相互に研鑽及び研修を行い、苦情相談業務を円滑に実施できるようにするため、

相談員室を置く。ただし、相談員室は苦情相談に関する個々の事案を検討する場であってはならない。

- 2 相談員室に相談員室長を置き、学長が委嘱する。
- 3 相談員室長の任期は2年とする。
- 4 相談員室長は、苦情相談業務を円滑に実施できるよう相談員の資質向上に努めるものとする。
- 5 相談員室には、助言・指導を求めるため、必要に応じて、第4条第1項第12号の弁護士を加える ことができるものとする。

(教育研究評議会に設置される審査委員会の任務)

- 第18条 教育研究評議会議長は、第9条第3項に規定する審議の付託を受けて、教育研究評議会に セクシュアル・ハラスメントに関する審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。
- 2 審査委員会は、防止委員会の調査結果に基づき処分原案を作成し、教育研究評議会議長に報告するものとする。審査委員会は、当該関係者への直接の調査活動は行わない。ただし、防止委員会の調査結果に疑義がある場合は、学長に再検討(再調査を含む。)を依頼することができる。 (守秘義務)
- 第19条 相談員及びセクシュアル・ハラスメントの防止・排除等に関わる者は、関係者の名誉、人権及びプライバシーを尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第20条 学長、部局等の長その他職員は、苦情相談、当該苦情に係る調査への協力その他セクシュ アル・ハラスメントに関して正当な対応をした者に対して、そのことをもって不利益な取扱いをし てはならない。

(事務)

第21条 防止委員会及び調査委員会の事務は、総務部労務課において処理する。

(雑目川)

第22条 この規則に定めるもののほか、セクシュアル・ハラスメントの防止・排除等に関し必要な 事項は、別に定める。

附則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 熊本大学医療技術短期大学部(以下「医療技術短期大学部」という。)が存続する間は「医療技術 短期大学部」を部局とし、「医療技術短期大学部部長」を部局長としてこの規則を適用する。
- 3 第4条第1項第2号の規定にかかわらず医療技術短期大学部が存続する間は医療技術短期大学部の教員1人を委員として加えるものとする。
- 4 第15条第1項第1号の規定にかかわらず医療技術短期大学部が存続する間は医療技術短期大学 部の教員1人を相談員として加えるものとする。

附則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規則は、平成21年1月1日から施行する。
- 2 この規則施行後、最初に委嘱される第15条第1項第1号の相談員とは、同号の規定にかかわら

ず、この規則施行の際、現に相談員である者をもって充てるものとし、その任期は、同条第4項の 規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

附則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

附則

- 1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の第4条第1項第7号の規定により選出されている委員である者 は、改正後の同号の規定により選出された委員とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の第15条第1項第6号の規定により選出されている相談員である者は、改正後の同号の規定により選出された相談員とみなす。

附則

- 1 この規則は、平成23年12月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の第4条第1項第7号の規定により選出されている委員である者は、改正後の同号の規定により選出された委員とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の第15条第1項第6号の規定により選出されている相談員である者は、改正後の同号の規定により選出された相談員とみなす。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成26年3月1日から施行する。

附則

この規則は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年3月1日から施行する。

附則

この規則は、平成27年5月28日から施行し、改正後の第2条第2項及び第3項の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 この規則は、令和2年4月1日から施行する。